

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年4月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件
年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2300221 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2400001 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和元年 10 月 25 日の標準賞与額を 9 万円に訂正することが必要である。

令和元年 10 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年 10 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 10 月 25 日

A 社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された賞与明細一覧表によると、請求者は、請求期間において、同社から 12 万円の賞与の支払を受け、当該賞与から 9 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額から 9 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 6 年 1 月 9 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2300149 号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第 2400001 号

第1 結論

平成元年7月から平成8年4月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年7月から平成8年4月まで

請求期間は、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金の定額保険料と付加保険料を納付してくれていたが、年金記録では、定額保険料のみを納付した記録となっており、付加保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、戸籍の附票によると、請求期間中の平成2年4月6日にA市からB市へ転出し、平成8年3月28日に再度、A市へ転入していることが確認できるところ、請求者は、請求期間の国民年金保険料は、A市の実家の母が納付しており、平成元年8月頃に、母から、定額保険料と併せて付加保険料も払っておくので覚えておくように言われていた旨述べている。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金過年度納付記録簿並びに同市の被保険者管理システムによると、オンライン記録と同様に、請求者について付加保険料納付の申出が行われた記録はなく、定額保険料のみを納付した記録であることが確認できる上、A市は、電算化(昭和50年4月)以後に作成・交付していた国民年金保険料の納付書については、国民年金被保険者名簿の入力情報から自動出力されていたと回答していることから、付加保険料納付の申出が行われた記録がない請求者に係る納付書に付加保険料が含まれていたとは考え難く、請求者の母は、請求者の請求期間に係る付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、B市については、請求者に係る国民年金保険料の納付状況について確認できる国民年金被保険者名簿等の資料を保管しておらず、当時の仕様(最終更新後5年を経過したデータは抹消)により、平成8年3月に転出後、居住履歴がない請求者の記録は抹消されたものと思われると回答している。

さらに、請求者が、請求期間の付加保険料を納付していたとする請求者の母は病気療養中であることから、請求期間当時の状況を確認することができない上、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の母が、初めて自身の付加保険料納付の申出を行い、付加保険料の納付を開始したのは、請求期間より後の平成13年4月であり、平成13年3月以前は、定額保険料のみを納付していたことが確認できる。

加えて、請求期間は82か月と長期間であり、このような長期にわたり、複数の行政機関が請求者の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

このほか、請求者の母が、請求者の請求期間に係る付加保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300187号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2400002号

第1 結論

平成2年5月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年5月から平成3年3月まで

請求期間当時、私は学生で、A市の実家に両親と一緒に暮らしており、両親から母が私の国民年金の加入手続を行い、毎月保険料を納付していたと聞いた。

しかし、年金記録では、請求期間における国民年金の加入記録及び保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は学生が国民年金の強制加入者となった平成3年4月より前の期間であり、請求期間当時に学生であった請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入している必要があるところ、請求者が唯一所持する年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」は、平成5年8月11日と記載されている上、これは請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録における最初の国民年金被保険者資格取得日と一致しており、請求者が請求期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

また、請求者は、母が請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続を行ったとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者及びその前後の同手帳記号番号における国民年金被保険者の資格取得処理日により、平成5年8月頃に払い出されたものと推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の母は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者の母からは、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける具体的な陳述及び関連資料は得られなかった。

このほか、請求者の母が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。